

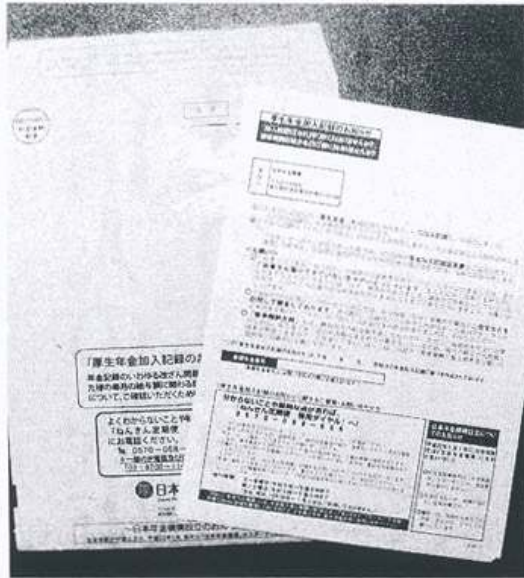
会社員などが加入する厚生年金の受給者向けに「厚生年金加入記録のお知らせ」を郵送するサービスが、昨年末から始まった。現役時代の給与とほぼ同額の「標準報酬月額」が記録されているかを確認してもらうのが目的だ。封筒はうぐいす色とオレンジの2色あり、オレンジの場合は記録に問題のある可能性が高い。書かれた内容を理解し、きちんとチェックしたい。



2月中旬、千葉県在住の男性(78)の自宅に、社会保険庁の年金部門の後継組織である日本年金機構から、うぐいす色の封筒が届いた。自分の年金加入履歴の一覧表や、「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」という書類などが入っていた。男性は「過去に勤めた5社の年金記録がすべて載っており、問題なかった」と胸をなで下ろした。

男性宅に届いたのが「厚生年金加入記録のお知らせ」。年金を受給中の人などを対象に、昨年12月以降、年齢の高い順に発送されている。今年11月までに約2760万人に届く予定だ。日本年金機構の広報担当

「厚生年金加入記録のお知らせ」



受給者に送られる「厚生年金加入記録のお知らせ」。封筒の色は2種類。普通はうぐいす色だが、記録に問題がありそうな場合はオレンジ色に

「標準報酬月額」確認を

者は、「お知らせ」を送る目的を「厚生年金加入期間の標準報酬月額を確認してもらうため」と説明する。標準報酬月額とは、厚生年金の保険料を算定する基準額で30等級に分かれ、毎月の給与額にほぼ相当する金額となっている。つまり、過去の給与とほぼ同額が全期間きちんと記されているかを、「月別状況」の書類で確認してほしいということだ。年金記録に関しては、払ったはずの保険料が加入記録に残っていないという記録漏れ問題に加え、事業主や社会保険事務所職員が標準報酬月額を減らす不正が行われていたことも相次いで発覚した。

社会保険労務士の東海林正昭さんは「厚生年金の保険料は標準報酬月額に応じて決まり、雇用主と従業員が折半して支払う。この保険料負担を抑えるため、実際の給与より低い金額の標準報酬月額を届け出る事業主がいた」と指摘する。こうした不正によって、年金額が本来より減らされている危険性があるのだ。では、「お知らせ」が届いた人はどうすべきか。まず、封筒の色がポイントに

オレンジ色封筒は要注意

なる。通常はうぐいす色の封筒だが、オレンジ色の封筒は注意喚起用。誤りのある可能性が高い人には、この色で届く。対象者は約43万人という。

これに同封された「月別状況」では、標準報酬月額がある時いきなり下がった、といった不自然な記載が見つかると、「実際と違う金額の可能性がある部分は、朱書きで強調して表示している」と同機構の担当者は話す。

誤りが見つかった場合は、同封の年金加入記録回

答票に記入して返送すると、同機構が調査する。誤りが確定すれば、訂正したうえで不足分の年金額が受け取れる可能性がある。不明な点などの問い合わせには、ねんきん定期便専用ダイヤル(0570・058・555)か、各地の年金事務所が対応する。

同機構によると、オレンジ色の封筒の発送は新年度に入ってからになる。うぐいす色の封筒が届いた人も安心せず、きちんと書類に目を通そう。小さな間違いが見つかることもあり得る。「誤りをきちんと訂正しない限り、年金額は増えない。少しでも気になる点があれば、すぐに問い合わせを」と東海林さんはアドバイスする。